

## 市立学校園の臨時休業について

令和2年4月6日  
神戸市教育委員会

現時点において、神戸市は国の専門家会議の提言における「感染確認地域」とどまるものと考えられるが、近隣地域において感染者が増加し、市内においても新たに10代の感染者が確認され、リンク不明な感染者が複数発生している状況を踏まえ、市立学校園の臨時休業に関する市長からの要請を受けて、令和2年5月6日(水曜・祝日)まで市立学校園を臨時休業することとします。

### 1. 臨時休業期間

(1) 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校

令和2年4月8日(水曜)から5月6日(水曜・祝日)まで

(2) 幼稚園・高等専門学校

令和2年4月10日(金曜)から5月6日(水曜・祝日)まで

### 2. 入学式等

入学式の実施は当面見合わせ、保護者同伴の入学時説明会を実施する。なお、始業式は実施しない。

### 3. 分散登校

児童生徒に対する学習指導や生活指導、生活状況・健康状態の把握等を目的として、検温等健康状態を確認し、感染防止対策を徹底したうえで、4月17日(金曜)まで、小・中学校・義務教育学校は3日に1回、幼稚園・高等学校は週1回程度、学年別の分散登校を実施する。登校日においては、児童生徒を9時頃に登校させ、3時間程度、学習指導等を実施する。なお、登校しない場合であっても欠席扱いにはしない。

また、4月20日(月曜)以降については、状況を踏まえ改めて決定する。

#### 【当面の分散登校実施スケジュール】

日	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
		義務教育学校		
4/8(水)				入学時説明会(全日制)
9(木)		入学時説明会	入学時説明会	入学時説明会(定時制)
10(金)		2,4年生	2年生	
13(月)	入園時説明会	3,5年生	3年生	
14(火)	5歳児	6年生	1年生	
15(水)		1,4年生	2年生	
16(木)		2,5年生	3年生	
17(金)		3,6年生	1年生	

※上記を基本として学校園の実情に応じて登校日を設定する。

#### 4. 特別支援学校における対応

特別支援学校では、小集団においても感染リスクが高いため、分散登校は実施せず、原則保護者同伴で期間内に週1回程度の登校をお願いする。

- ・個別登校は、児童生徒個人ごとに登校時間帯を分け、登校後も個別に対応する。
- ・登校時は、新入生・在校生、保護者と担任との顔合わせと個別懇談の実施、個別の指導計画や教育支援計画の説明と内容確認、児童生徒の心のケアを中心とした支援と家庭生活状況の把握を行う。

#### 5. 学習指導

臨時休業の実施に伴い、児童生徒が登校できない期間が長期に及ぶことから、学習に著しい遅れが生じないように、家庭学習を適切に課す等の対応を行う。

- ・教科書に基づく課題を提示するとともに、児童生徒の状況に応じて教科書と併用できる教材(ドリル等)を提供する。
- ・復習に加えて、学校再開後の予習のための課題を提示・配布する。また、配布した課題は登校日に回収、点検するとともに、必要に応じて家庭訪問や電話による指導を行う。
- ・PC室を一定時間開放するなど、ICT環境の備わっていない児童生徒への配慮を行いつつ、全小中学校に配備しているICTを活用した教材(学習支援ツール)を積極的に活用するよう働きかける。
- ・児童生徒の健康保持の観点から自宅で取り組める運動を紹介する。

#### 6. 学校給食

登校日には、感染防止対策を徹底したうえで、次のとおり給食を実施する。なお、給食費については公費負担とする。

##### (1) 小学校

4月15日(水曜)から該当学年の登校児童のうち希望者に対して、献立表どおりの給食を実施する。なお、感染リスクを低減するため、小学校における給食の配膳は教職員が実施する。ただし、新1年生には4月17日(金曜)までは実施しない。

##### (2) 中学校

4月10日(金曜)から該当学年の給食利用者に対して、給食を実施する。

##### (3) 特別支援学校

給食を実施しない。

#### 7. 部活動

部活動は実施しない。ただし、登校日において自主活動の確認等を行う。

#### 8. 学校園での受け入れ

春季休業前の臨時休業時と同様に、保護者が仕事を休めないなど、自宅等で過ごすことができない幼児児童生徒について、学校園で受け入れを行う。

(1) 幼稚園の幼児について、家庭で保育できない場合は、在籍する幼稚園で預かる。

(2) 小学校の児童について、保護者が仕事を休めず、過ごす場所が確保できない場合は、在籍する小学校で受け入れを行う。

- ・3年生以下で学童保育を申し込んでいない児童及び4年生以上：小学校で受け入れを行う。(通常の学校の始業時間から終業時間まで)
- ・特別支援学級の児童：福祉サービス等の活用ができない場合は、小学校で受け入れを行う。

(3) 中学校の特別支援学級の生徒で、保護者が仕事を休めず、福祉サービス等の活用もできない場合は、在籍する中学校で受け入れを行う。

(4) 特別支援学校の児童生徒について、保護者が仕事を休めず、福祉サービス等の活用もできない場合は、在籍する特別支援学校で受け入れを行う。

#### 9. 児童虐待やDV被害の恐れなどがある児童生徒への対応

臨時休業期間中において、児童虐待やDV被害の恐れなどがある児童生徒について、以下の対応を行う。

- ・登校した児童生徒については、発するSOSを見逃すことなく、様子等を丁寧に観察し、細かな変化や気になることがあれば、個別に面談する。
- ・児童虐待やDV被害の恐れのある児童生徒や、自傷行為が見られるなど特別に配慮を必要とする児童生徒については、家庭訪問や電話連絡等で、児童生徒の状況を確認する。
- ・関係機関(こども家庭センター、各区こども家庭支援室、警察等)とも密接な連携を図るとともに、必要な場合には関係機関へ通告する。

#### 10. 幼児児童生徒や教職員が感染者等になった場合の対応

- ・在籍している幼児児童生徒や勤務している教職員が感染した場合は、当該学校園では2週間程度、分散登校や幼児児童生徒の受け入れを中止する。
- ・同一校もしくは同じ行政区内で、幼児児童生徒や教職員の感染者が複数発生した場合は、隣接する学校園や該当行政区内の学校園において、分散登校や幼児児童生徒の受け入れを中止する。
- ・在籍している幼児児童生徒や勤務している教職員が濃厚接触者になった場合は、原則当該学級もしくは学年等について、分散登校や幼児児童生徒の受け入れを中止する。